

学位論文題名

ヘーゲル政治哲学の生成と構造 (一七九三—一八二〇年)

—形成・発展史及び一八一七／一八年講義との関連において—

学位論文内容の要旨

本稿は、ヘーゲルにおける哲学と政治の間の両義的關係に注目し、一八二〇年に公刊された『法哲学』の根底にあるメタ政治観を、初期ヘーゲルの形成・発展史にまでさかのぼり、マクロの視点から探り当てるとともに、一八二〇年以前に行なわれた法哲学講義、とりわけ信頼度の確かな一八一七／一八年の第一回講義を考察対象に取り入れ、『法哲学』の生成過程をミクロの次元から解明することを課題とする。従って、本稿では、青年時代からイエナ期を経て後年のベルリン時代初期に至るまで、ヘーゲルの思想形成と発展の歩みに付き添いながら、哲学と政治理論の関連を時代順に見ていくという構成が取られるが、ここでは、年代順の縦系のうちに織り込まれた横系とでも言うべき幾つかの思想的モチーフを別個に取り出し、それらの横系が様々に分岐し、相互に絡み合いながら、変容を遂げていった軌跡を概観することで以て、本稿の要約とすることにしたい。

第一に、後にヘーゲル哲学の体系原理をなすことになる同一性と非同一性の同一性という思想は、フランクフルト期に受容されたヘルダーリンの合一哲学に対し、重要な点において変更を加えることから得られたものであり、一八〇〇年前後のイエナにおける哲学的問題状況のうちで、フィヒテ知識学との公然たる対決とシェリング同一哲学に対する隠然たる批判という二重の論争を通じ、明確に自覚されるに至ったものであった。そこでヘーゲルは、外的な自然支配が人間の間の支配関係と人間自身の内的な自然支配を生み出すという啓蒙の弁証法への洞察のうえに立ち、これらの分裂を哲学による全体性の回復を通じ克服しようとする時代の欲求により導かれながら、他方で、この分裂そのものの中で絶対的なものを構成しようとする努力においては、究極根拠の認識可能性を前提とした上で、認識主体としての制約条件を充たそうと試みていた。同一性と非同一性の同一性というこの思想は、イエナ初期以来、実践哲学の構築作業にあたっても様々な形で適用されること

になるが、『法哲学』の体系構成を理解するうえでも必須の原理をなしており、同一事象のうちに差異と統一という両面を見て取るような複眼的思考様式として、家族と市民社会の歴史的関連について卓抜した洞察をもたらすことになった。

第二に、この原理は、ヘーゲル自身の発展史から見れば、イエナ後期におけるフィヒテ自己意識論の新たな受容にともない、他在において自己還帰する主体の理論へ展開していくものであり、この理論は、非同一的な意識の対象を自己同一的な「自己自身の他者」として捉え直し、分離した対象についての意識を自己意識の自己関係的構造——「自らに還ってくる反省」——のうちに包括することから成立したものであった。イエナ体系構想を通じ次第に形成され、『精神現象学』において確立された主体性理論は、イエナ精神哲学では自我の形成過程や相互承認論をも規定する理論枠組をなすことになるが、『法哲学』においても、序論の自由意志論から、抽象的法の人格概念や道徳性の行為論、そして倫理の実体と主体の同一性を経て、精神の自己陶冶や市民の政治的信条による国家の概念規定に至るまで様々な仕方で用いられている。しかし、「意識の自己形成の歴史」としての『精神現象学』が、意識自身の経験を通じ意識を学の立場へといざなう、学への導入部としての性格を有するにもかかわらず、概念と対象の同一性を前提として意識の諸形態を目的論的に序列化したものであったように、一見堅固に見える客観的精神の体系も、自己意識により媒介された認識と対象の同一性という目標に向けて主体性の諸形態を整序したものであり、その妥当性は対象の認識が自己自身の認識でもあるという最初の前提にひとえに依存しているのである。

第三に、イエナ後期における自己意識論の受容は、相互主体性という残された課題と理論的に取り組む機縁を与えることにもなったが、ヘーゲルは、自己意識論の枠組には収まり切らないかに見える他者意識の根拠づけという問題を、まさに自己意識の自己関係的構造から得られた主体性の理論に基づいて解決しようと試みる。その際に手掛りとされたのがフィヒテの相互承認論であるが、フィヒテの場合には、承認の概念に内在する制約条件——感性的存在者への限定にともなう内面性の問題の排除——のために、感性界における相互承認の実現は公民契約の締結を通じた強制権力の設立に依存していた。これに対し、ヘーゲルは、まさに契約の根拠づけのうちに相互承認の限界が露呈されると考え、その解決策として、特殊意志の内面的な譲渡による一般意志との同一化という論理を持ち込んでくる。こうしたイエナ精神哲学の構成は『法哲学』にも取り入れられるのであり、相互承認は、客観的精神に先立つ前提として、自己意識モデルに従い導き出されたのち、契約の

放棄から生じる新たな紛争状況のもとで、一般意志と特殊意志の対立という別の次元に転換されて、倫理実体と主体の同一性として善の理念のうちに実体化されてしまう。もっとも、後の市民社会の段階では、欲求の体系から生じる特殊性と普遍性の新たな分裂状況のもとで、市民社会の疎外を内在的に克服すべき制度という観点から、相互承認が論じられており、一八一七／一八年講義では、国家の創立をめぐる議論において、相互承認が国家概念の前提条件をなすものとして論じられていた。

第四に、同一性と非同一性の同一性という先の原理は、イエナ初期において、古代的・共和主義的な政治像の回復を希求しながらも、財産や市場関係といった近代的条件を「運命」として承認するような独特の政治哲学を生み出すことになったが、そこには、古代モデルの適用可能性を前提しつつ、歴史主体としての自己制約を考慮に入れるという先と同じ姿勢が見受けられた。だが、同時期の「ドイツ国制論」では、国家の概念と社会的諸関係の区別を始めとする、更に進んだ「近代国家の原理」についての洞察が見出されるのであり、イエナ後期のヘーゲルは、共和主義から転じ、君主政を「近代の高次の原理」として認めるとともに、フランス革命の内的な必然性を承認するようになる。これが、倫理実体の更新過程は同時に自己意識の形成過程でもあるという後年の歴史的洞察につながっていくのであり、古代共和主義からの訣別にあたっては、自己意識の理論が歴史哲学に媒介された仕方によって新たな理論的役割を演じるようになる。つまり、人類の自己意識の発展は、市民社会という形で具体化される意志の特殊性の発達であるとともに、君主に体现される国家の主権という主体的意志決定の実現をも意味するものとされる。そして、モンテスキューにならぬ特殊性原理の発展を政体論として説明しようとする一八一七年講義の試みが挫折したのち、「法哲学」では、国家の主体性という主権論の論理が前面に押し出されてくることになる。この結果、市民社会を構成する経験的主体性と国家の主体性を媒介するという難問が新たに生じてくるのであり、この課題を解決するため、ヘーゲルは、市民社会の構造に制約を付し、権力分立論を大きく変更せざるを得なくなったのである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 今 井 弘 道

副 査 教 授 加 藤 精 司 (文学研究科)

副 査 助 教 授 川 崎 修

ヘーゲルの政治哲学についての研究、とりわけ「法哲学」をも網羅した研究は、ここ二十余年における英語圏でのヘーゲル復権、またドイツにおける実践哲学の復権にもかかわらず、日本においては、注目すべき本格的な研究はごく僅かにとどまっている。本論文は、そうした中で、ここ二十余年大きな展開を見せた海外でのヘーゲル政治哲学研究の水準を一挙に取り入れつつ、包括的な視野から、「法哲学」へといたる彼の政治哲学の全体像を明らかにせんとするものである。

(1) 概要 本論文は、年代に即して四章より構成されている。第一章「若きヘーゲルにおける政治と宗教(1793~1800)」ではベルン・フランクフルト時代の宗教・政治思想を論じているが、そこでは、(1)古典古代的共和主義を既に相対化しつつあったこと、(2)フランクフルト期におけるヘルダーリンの強い影響にもかかわらず、同時に既にヘーゲルの独自性の萌芽が見られることの指摘が特に注目される。第二章「イエナ初期ヘーゲルにおける哲学と政治(1801~1803)」では、第一節でヘーゲルが、一方でフィヒテ知識学への公然たる批判によって、他方で(通説に反して)シェリング同一哲学への隠然たる批判を通じて、「同一性と非同一性の同一性」を原理とする自らの形而上学を構築する過程が探られると共に、第二節ではこの時期のヘーゲルの政治思考が、一方で(リーデル等の指摘するように)いまなお古典古代的实践哲学の思考法にとらわれてはいるものの、他方で「ドイツ国制論」におけるマキアベリ受容を通じて、近代的「国家」(S t a a t)対「社会」という政治像を既に自らのものにしつつあったことが指摘されている。総じて、本論文の立場は、一般に古代的、「実体性の形而上学」的側面が強調されがちなイエナ前期までのヘーゲルの「近代的」性格が強調されていると言える。

第三章「イエナ後期ヘーゲルにおける哲学と政治(1803~1806)」では、既に述べた「同一性と非同一性の同一性」というヘーゲル独特の体系原理が、

「精神現象学」さらにはイエナ実在哲学におけるフィヒテ「自然法の基礎」の相互承認の理論の批判的受容を通じて、「他在において自己還帰する主体としての絶対的なもの」としての主体＝実体についての「主体性の理論」へと確立する過程を綿密に跡づけている。本論文によれば、この体系原理が、「法哲学」の構造をも深く規定しているという。そして、第四章「ハイデルベルク法哲学からベルリン『法哲学』へ（1817～1820）」では、まず第一節において、「法哲学」においても「承認論」、相互主体性の論理が（通説に反して）重要な役割をはたしていることが論証される。そして第二節では1820年に刊行された「法哲学」と（近年刊行された）1817、1818年の第一回・第二回の「法哲学講義」との綿密な比較検討を通じて、国家概念、主権論、政体論、権力分立論における差異を明らかにし、それを時代的要因と理論内在的要因から解きあかしている。

（2）評価　　本論文の特色はその包括性にある。すなわち、（1）ヘーゲルの思想的出発から1820年の「法哲学」に至るまで、彼の思想的発展の諸段階を、主要著作の綿密な読解を通じて追跡しているという意味で、（2）伝記的・発展史的方法、理論内在的解釈方法、文献学的方法といった多様な解釈の視角からアプローチしているという意味で、（3）狭義の政治思想とメタ政治的な哲学的・形而上学的議論の両面におよぶという意味で、包括的である。更に、こうしたマクロ的な視野の包括性ととも、他方で、戦後のヘーゲルの諸著作の文献学的研究と新しく発見されたテキストの利用によって、よりミクロ的に精緻化された研究の水準にも十分に対応したものとなっている。本論文の、発展史的叙述にはそれらの成果が大いに反映している。そしてなによりも、本論文のクライマックスと言うべき、「法哲学」の解釈においては、近年刊行された「法哲学講義」との綿密な比較対照が本論文の大きな特色となっている。（「法哲学講義」を利用した「法哲学」の本格的研究は、日本で最初のものである。）

しかし、こうした長所はそのまま本論文の問題点にもつながっている。すなわち、長期にわたる発展の過程を多角的な視角から、それも当専門分野の最新の研究に留意しつつ慎重に叙述するという姿勢の故に、本論文の趣旨は、マクロには必ずしも明解とはいえない。更に、もう一つの問題点として、議論の正確さを期す余り、ヘーゲルの概念世界を「翻訳」する「蛮勇」を些か欠いてしまったこと

も否めない。とは言え、本論文は、今日のわが国におけるヘーゲル政治哲学研究の最高水準を示す労作の一つであることは疑いなく、博士論文としての必要水準を十分に越えるものであると判断する。